

「神浦定住促進住宅」利用者の募集について

【募集要項】

松山市では、忽那諸島最大の島である中島・神浦(こうのうら)地区の旧教員住宅を活用し、移住希望者向けのお試し移住施設「神浦定住促進施設」を整備しています。次のとおり利用者を募集します。

1. 募集中の施設タイプ

2DKタイプ×1戸（月額:2DKタイプ 20,000円）

3DKタイプ×1戸（月額:3DKタイプ 25,000円）

※合併浄化槽清掃手数料を含む。その他光熱水費は利用者が契約の上実費負担。

2. 募集期限

令和8年4月30日(木)17時まで※必着

3. 選考方法

「書類審査」及び「面接審査」

【第1次審査】「書類審査」

※次に該当する場合は許可しない。

①書類の不備(本市が指定する期日までに必要書類が提出されない場合を含む)

②本市との信頼を損なう行為が申請者にあったことが確認された場合

【第2次審査】「個別面接審査」(第1次審査を通過した者)

4. 申込の流れ（下記①～④は概ね3ヶ月です）

①申し込み

※入居を希望される方は、使用許可申請書等を提出してください。(5. 6. 参照)

②個別面接審査

※現地(中島)で行います。(予定)

※面接日は使用許可申請書等を提出していただいた後、調整の上、決定します。

③面接結果通知

④利用開始

※利用開始月の使用料を納付後に入居ができます。

5. 入居資格

1. 松山市島しょ部の居住者以外で、島しょ部への移住・定住を考えていること

※申請前に、必ずチェックリストをご確認ください。

2. 市町村税等を滞納していないこと

3. 反社会的勢力との関係が一切ないこと

6. 申請に必要な書類

以下の書類を、直接または郵送で、まちづくり推進課にご提出ください。

- ①松山市里島定住促進施設使用許可申請書(第1号様式)
- ②申請時チェックリスト
- ②利用者全員の住民票
- ③利用者のうち、満20歳以上の者の住所地で取得した市町村税の完納証明書(3ヶ月以内に発行のもの)

※完納証明書を発行できない場合は、市税の未納が無いことを証する書類

(例:納税証明書、納税通知書及び納付書の写し 等)

なお、非課税の場合は市町村税が非課税であることを証する書類

(例:非課税証明書 等)

7. その他

施設見学を希望される方は、見学希望日の7日前までに必ず電話でまちづくり推進課にお申込みください。

施設見学や面接審査に係る交通費等費用は自己負担です。航路や船賃等の詳細は、中島汽船のホームページをご確認ください。(<http://www.nakajimakisen.co.jp/>)

【問い合わせ先】

松山市役所 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課
〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 本館6階
TEL:089-948-6816 FAX:089-934-1821
E-mail:sakanoue@city.matsuyama.ehime.jp